

(1) 東海地震に関する防災対策 ～ 地震防災対策強化地域の見直し～

「東海地震に関する専門調査会」の調査報告

東海地震については、大規模地震対策特別措置法の成立以来、四半世紀が経過しており、その間の観測データの蓄積や新たな学術的知見等が得られてきたところ。

そのため、中央防災会議に「東海地震に関する専門調査会」が3月14日に設置され、新たな想定震源域、その想定震源域に基づく大きな地震動及び大きな津波の生じる地域等について検討を行い、12月11日に最終とりまとめを行った。

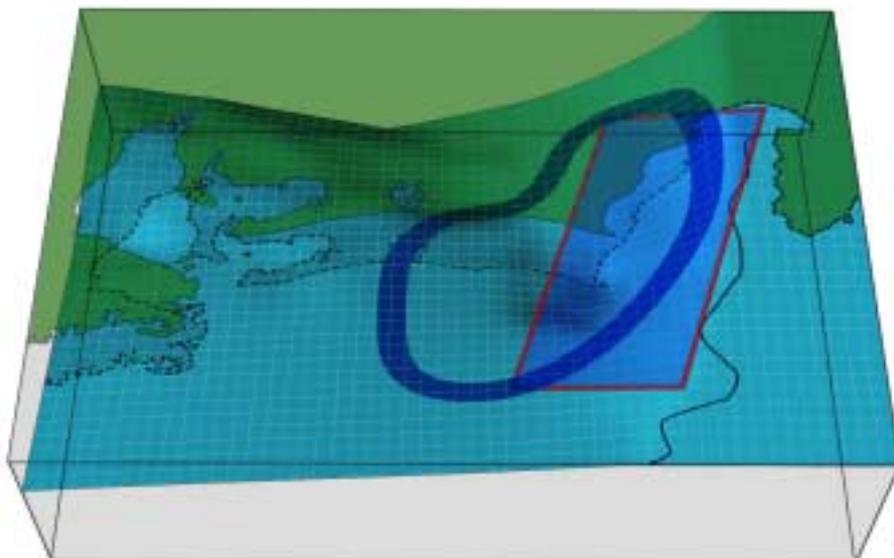
この20数年間の観測データの蓄積等から得られた知見

陸側のプレートにもぐり込む、海側のプレートの形状が分かるようになってきた

プレート同士が固く貼り付いている部分分かるようになってきた
人工衛星測量（GPS）によるプレートの運動が精緻に分かるようになってきた など

直前予知の可能性のある想定震源域はどんな位置・形状か

(平成13年6月19日公表)

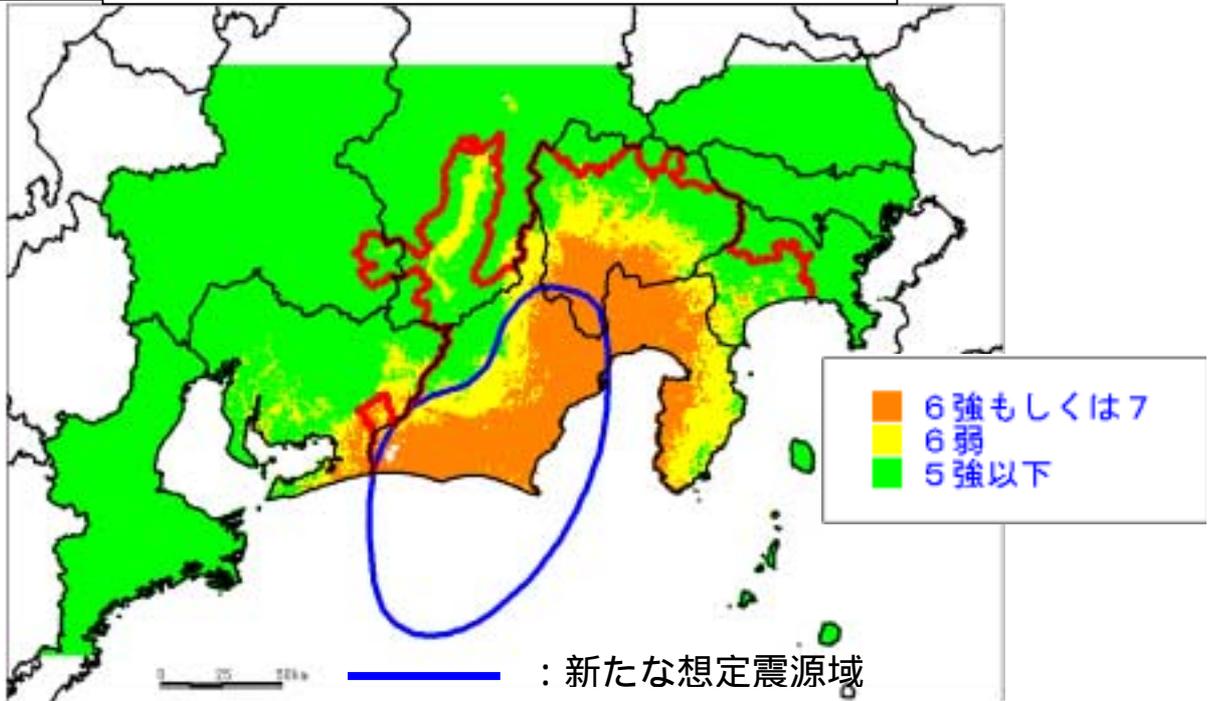


現在の想定震源域（赤い単純な矩形）と新たな想定震源域（青い立体的なナス型の曲面）

新たな想定震源域によると、各地域の地震のゆれの強さや津波の高さはどれくらいか

震度の分布

平成 13 年 12 月 11 日報告書とりまとめ



津波の高さの分布



中央防災会議に報告

地震防災対策強化地域指定の見直しについて

「東海地震に関する専門調査会」での検討結果

- ◆ 新たな観測データの蓄積等を踏まえ、東海地震の発生時に想定される地震の揺れや津波の高さの分布について検討を行った。

結 果	震度6弱以上となる地域が西側等に拡大 高い津波が発生する地域も拡大
--------	--------------------------------------

⇒ 地震防災対策強化地域の見直しが必要

12月18日の中央防災会議

- ◆ 内閣総理大臣より、強化地域の指定について諮問
(大規模地震対策特別措置法第3条第2項)
- ◆ 強化地域の指定についての検討を行う専門調査会の設置

(H14.1～)

専門調査会において、実際の被害発生の仕方や事前対策をとるべき地域の検討

関係都道府県知事・市町村長の意見聴取 (法第3条第3項)

(14年春目途)

強化地域の指定 (法第3条第4項)

(14年度)

- ◆ 東海地震対策の再点検・見直しの検討 (法第4条～第7条、地震財特法)
 - ・「地震防災基本計画」の見直し (中央防災会議)
 - ・「地震防災強化計画」の策定・見直し (各府省、指定公共機関、地方公共団体等)
 - ・「地震防災応急計画」の策定・見直し (人が多数集まる施設や危険物を扱う施設等)
 - ・「地震対策緊急整備事業計画」の策定 (強化地域内都道府県知事)
 - ・観測・測量体制の強化の検討